

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第二条第一項に基づき主務大臣が定めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの業として行う飼養等の方法（令和五年環境省告示第三十六号）

（用語の定義）

第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）において使用する用語の例による。

（特定外来生物の種類ごとの飼養等の方法）

第二条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第二条第一項に基づき主務大臣が定める業として行う飼養等の方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、

それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 *Trachemys scripta* (アカミニガメ)

イ 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成十七年五月環境省告示第四十二号)第二条第八号イに規定する特定飼養等施設の基準の細目を満たす特定飼養等施設で飼養等を行うこと。ただし、同条第八号中「申請者」とあるのは「飼養等をする者」と読み替えるものとする。

ロ 飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと。

ハ イの特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。

二 *Procambarus clarkii* (アメリカザリガニ)

前号の規定を準用する。この場合において、前号イ中「第二条第八号イ」とあるのは「第二条第二十五号イ」と、「同条第八号中」とあるのは「同条第二十五号中」と読み替えるものとする。